

## 第20回統計委員会 議事概要

- 1 日 時 平成21年3月9日(月) 15:00~16:20
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用1208特別会議室
- 3 出 席 者

### 【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、大守委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

## 4 議事次第

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第9号の答申「国民経済計算の作成基準について」
- (3) 諮問第13号の答申「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 諮問第15号「特定サービス産業実態調査の改正について」
- (5) 経済センサスに関する政府における検討結果について
- (6) 今後の統計委員会の運営等について
- (7) その他

## 5 議事概要

- (1) 専門委員の発令等について

竹内委員長から、資料1により専門委員の発令及び資料2により部会に属すべき専門委員の指名等についての報告があった。

- (2) 諮問第9号の答申「国民経済計算の作成基準について」

国民経済計算部会の吉川部会長から、資料3に基づき、答申案の内容等の説明が行われ、「国民経済計算の作成基準について」の答申は、若干の字句修正の後採択された。

(3) 諮問第13号の答申「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」

匿名データ部会の廣松部会長から、資料4に基づき、答申案の内容等の説明が行われ、質疑の後、「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」の答申は、資料4の案のとおり採択された。各委員の主な意見は以下の通り。

- ・ 匿名データの作成は長く待望されてきたことであり、今回の答申は学術研究上画期的。
- ・ 日本学術会議では、海外で行われているように広く一般国民が目的を限定されず利用できるデータを供用すべきとの指摘が出ている。これには法令改正が必要となりすぐには実現できないが、引き続きそうした問題意識を持って検討していくべき。
- ・ 統計を社会にとって有用な情報基盤として位置づける新統計法の理念に照らせば、方向性としては学術会議が求めているような形での公開が望ましい。そうした理念を見失わないようにした上で、あとは技術論を慎重に詰めていくべき。

(4) 諮問第15号「特定サービス産業実態調査の改正について」

犬伏総務省統計審査官から、資料5に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、産業統計部会に付議されることとなった。各委員の主な意見は以下の通り。

- ・ 今回の対象業種拡大で、経済産業省所管業種はおおよそカバーされることになると思うが、他の府省所管のサービス業についてどのように統計を整備するのかという視点から、考えていく必要があるのではないか。
- ・ 追加業種の中に「学習塾」があるが、学習塾という教育サービスの供給の一翼を担う業種の統計が、文科省ではなく経産省の所管統計の中にあるというのは利用者にとって分かりにくい可能性がある。一般論として、「こういう統計はここにある」といった利用者のための交通整理があった方が望ましい。
- ・ インターネット上のポータルサイトである「政府統計の総合窓口」は、統計の所在を検索する上で良くできている。これを更に充実させてはどうか。
- ・ 学習塾についての調査事項は、あくまで経産省の関心に沿ったものであり、教育という観点からのものではないため、単に利用者からのアプローチの問題だけと言うことではない。いずれにしても府省間の連携が必要。

(5) 経済センサスに関する政府における検討結果について

中田総務省政策統括官から、資料6に基づき、経済センサスに関する統計委員会の要請に対する政府の検討結果を報告した。各委員の主な意見は以下の通り。

- ・ 資料6別添で指摘されている、報告者の負担軽減のための調査事項の見直しは重要。特に、暦年計数の記入を求めるに際して、年度ベースでしか意味を持たない経理項目については整理するといった配慮が必要。

(6) 今後の統計委員会の運営等について

竹内委員長から、資料7及び資料8に基づき、今後の統計委員会の運営方針及び統計委員会部会設置内規の改正について説明が行われた。続いて北田総務省統計企画管理官から、資料9に基づき、

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて説明が行われた。何れも資料の通り了承・決定された。

(7) その他

次回の委員会は平成21年4月13日(月)に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>